

重要文化財京都府庁旧本館修理検討専門家会議 まとめ

令和4年度から2箇年度に渡り、京都府庁旧本館の耐震診断・補強計画の検討を実施してきた。現状建物の調査・耐震診断の結果、大地震動に対する耐震性能が不足していることが明らかとなった。

現役の都道府県官公庁建物としての利用や一般への公開事業等を行うのであれば、耐震性能の確保は必須と言える。

そこで、大地震動時の耐震性能確保を目的に耐震補強計画案を作成し、①鉄筋挿入案、②鉄骨フレーム案、③基礎免震案の3案の提案を行った。②鉄骨フレーム案は内観や使用性に著しく影響があるとして不採用と判断された。

①鉄筋挿入案は内観・使用性への影響はないが、2階床面を含め水平構面の補強量が過大となる、地震力を伝達させるためのディテールの検証が必要などの課題が残る。

③基礎免震案は地震力を低減するというシンプルな考え方で、耐震対策としては優れているが、①鉄筋挿入案に比べ費用が非常に高額となる。また、上部構造に全く補強が必要ないというわけではなく、水平構面補強等の追加の補強が必要となる。基礎や地下遺構への影響について十分な議論ができておらず、文化財保護の観点からの議論も必要となる。

また、事業期間中の令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、文化財建造物にも多大な被害が生じた。能登半島地震や過去に発生した熊本地震などのように、耐震診断上想定されうる規模以上の地震動に対して、どういった対応をすべきか注視すべき状況となった。修理検討専門家会議においても、耐震性能の余裕度をこれまで以上に見ておくべきとの指摘もあり、現時点での補強案決定の判断は見送られた。

耐震補強を含めた保存修理事業には莫大な費用が生じる。事業実現のための予算確保に大きな課題が残る。事業費圧縮のために保存修理内容の検証を行い、積極的に活用を行う箇所について優先的に保存修理を行う、耐震補強を段階的に行う（炭素繊維シートによる補強は行わない等）といったことや、暫定的にソフト面で耐震対策を行うということも考え得る。

予算、工期、利活用の方法、保存修理工事の内容、文化財保護の観点、文化財建造物の大規模地震への対応の今後の状況等を総合的に判断し、実現可能な補強案を決定すべきである。